# 農業マスタークラス実施要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、宮城県農業大学校規則（昭和５９年２月１４日宮城県規則第７号）第１７条４項に基づき、農業マスタークラス（以下、「マスタークラス」という。）の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２　農業法人等の従業員及び独立就農を目指す者を対象に、より高度な知識と技能の修得を支援し、地域又は農業法人等における指導者を育成し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（研修生及び研修期間）

第３　研修生及び研修期間は次に掲げるとおりとする。

(1)　マスタークラスの研修生（以下、「研修生」という。）は、ニューファーマーズカレッジの受講生とする。

(2)　研修期間は毎年４月からとし、１回の許可につき、１年以内とする。

なお、農業マスタークラス研修の受講は原則として１年限りとする。

（受講者数）

第４　マスタークラスの入校許可人数は、設備及び他の研修内容を勘案し、毎年決めるものとする。

（研修時間及び休日）

第５　研修時間は、大学校開校日の午前９時３０分から午後４時までとし、閉校日は研修を行わない。

なお、栽培管理又はその他特別な事由により閉校日及び規定の時間外にやむをえず研修を行う場合は、宮城県農業大学校校長（以下　「校長」という。）の承諾のもと、これを実施することができる。

（実施手続）

第６　実施手続は次に掲げるとおりとする。

(1)　マスタークラスを志願する者は、受講申込書（様式第Ｂ－１号）を校長が指定する期日までに提出しなければならない。

(2)　校長は、研修受講希望者に対し書類及び面接審査を行い、その審査結果を受講希望者に通知する。

(3)　本校に受講を許可された研修予定生は、「誓約書」（様式第Ｂ－２号）を校長に提

出し、受講料を指定の日までに納入する。

(4)　校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対して、受講の許可を取り消すことができる。

（研修記録及び報告）

第７　研修生は、次の事項をとりまとめ、報告しなければならない。

(1)　研修前に「研修計画表」（様式第Ｂ－３号）を作成し、研修開始後１４日以内に校長に提出しなくてはならない。

(2)　「研修日誌」（様式第Ｂ４号）及び「研修報告書」（様式第Ｂ－５号）を遅滞なく校長に提出しなければならない。

（指導）

第８　大学校は、知識研修における受講状況や技能研修における研修ほ場での巡回等により研修生の状況を適切に把握し指導を行う。

（研修生の心得）

第９　研修生は、大学校の研修生としての自覚と礼節を保ち、下記に留意し研修を行う。

(1)　研修期間中は、研修に専念するものとする。

(2)　研修期間中は、職員の指示に従うものとする。

(3)　研修期間中の病気、事故及びその他の事情により研修を中止又は休止する事態が生じた場合は、校長に申し出、その指示を受ける。

(4)　ほ場を適切に管理し、特別な事由がある場合を除き、ほ場を放置してはならない。

(5)　その他必要な事項は、校長が別に定める。

（研修の中止）

第１０　研修生の健康が損なわれた場合又は第９で定めた事項に違反する場合、あるいはその他の事由により研修の中止が妥当と認められた場合は、校長は研修を中止させることができる。

（受講料）

第１１　研修生は、農業大学校条例（昭和５８年１０月２０日宮城県条例第１７号（以下「条例」という）第６条の規定により定めた金額を、第７条の規定により、許可決定日から２０日以内に所定の方法により納付しなければならない。

（受講料の不返還）

第１２　納められた受講料は、条例第９条の規定により返還しない。

（証明書等の交付）

第１３　各証明書等の交付は次に掲げるとおりとする。

(1)　研修生に対しては受講証明書（様式Ｂ－６号）を除き、宮城県農業大学校細則（以下「細則」という。）に係る各種証明書は交付しない。

なお、受講証明書の交付を受けようとする場合には、校長に受講証明書交付申請書（様式Ｂ－７号）を提出しなければならない。

(2)　校長は、研修実施日のうち知識研修の出席率が６０％を満たし、かつ技能研修において担当ほ場が適切に管理されたと認められる場合はマスタークラス修了証書を交付することができる。

（負傷等の責任）

第１４　研修生が研修期間において不慮の事故で負傷等した場合は、研修生自身にその責任が帰属し、大学校は一切その責を負わない。

（その他）

第１５　この要綱に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附　則

この要綱は平成２５年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和４年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は令和７年１月６日から施行する。